

富士吉田市農業委員会 令和7年1月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年1月28日（火）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第4番	小俣 俊子	第5番	小野 利壹
第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第14番	滝口 倉一		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第2番 小俣 創 第13番 志村 金三

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積
計画の決定について

第七 議案第5号 農地利用配分計画案(中間管理機構扱い)について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 長田利彦

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

皆様、改めまして明けましておめでとうございます。

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 1 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、小俣 創委員、志村金三委員より欠席の連絡をうけております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています。推進委員の加々美和也委員から欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、第 14 番 滝口 倉一 委員、第 1 番 藤井 與三郎 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 03 分休憩）

（午後 2 時 05 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。

第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号3の16号につきましては、富士・東部広域環境事務組合が行う一般廃棄物処理施設建設事業用地の代替地としての権利移動の申請で、申請地は明見コミセンの北約250mに位置しております。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。なお、この案件は土地収用に係る代替地の取得であるため、地区委員による聴取を省略しております。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の14号につきましては、申請人が車庫・物置用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の15号につきましては、申請人が貸駐車場としている追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,933㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。1月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の14号の申請地は、デイサービスセンターなの花の南約80mに位置しております。始末書によりますと、昭和46年に建築したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の15号の申請地は、ファミリーマート赤富士通り店の南に隣接しております。始末書によりますと、50年ほど前から駐車場等として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の16号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。1月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の16号の申請地は、天野医院の東に隣接しております。始末書によりますと、昭和38年に住宅を建築したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の84号につきましては、所有者の遺言執行者である譲受人が、住宅敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。1月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の84号の申請地は、富士北稜高校の西約65mに位置しております。始末書によりますと、平成27年頃より住宅用敷地として使用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の85号については、譲受人が申請地を買い受け、宅地造成用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,745.33㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。1月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の85号の申請地は、明見コミセンの南西約260mに位置しており、宅地分譲地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の83号については、申請地を自動車整備工場用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。1月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の83号の申請地は、大明見会館の南約60mに位置しております。始末書によりますと、昭和50年頃より自動車整備工場の敷地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の82号については、譲受人が申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。1月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の82号の申請地は、富士北麓浄化センターの東約200mに位置しており、自家用車両の駐車場を整備するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

今回の案件は、設定件数26件です。筆数累計は42筆、面積合計は54,187.86㎡です。24件が再設定の案件で、2件が新規で利用権を設定する案件ですが、そのうち1件は認定農業者の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で、認定農業者案件でないものについて、第4委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。1月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号21の農地は、大明見小室浅間神社の西約300mに位置しており、畑として利用する予定です。こちらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただ今の事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第七、議案第5号、「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

本件につきましては、農地中間管理機構が農地の借受け及び貸付の中間管理事業を行うにあたって、地元農業委員会に対して内容審議の依頼をしてきたことによるものです。お手元の資料をご覧ください。件数は1件であり、新規設定となっております。申請地は、城山東の東側に隣接しており、期間は令和7年2月1日から令和11年12月31日の4年10カ月であります。

本件につきましては、借受人は、借受人としての要件「全部効率的耕作要件および作業従事要件」を充足しており、また、農地の集積集約に適うものと考えられますので、本件の農地中間管理機構による農地利用配分計画案につきましては、承認が相当であると考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

今から契約をする場合は、全部農業振興公社を通して行うのか？

○ 事務局

総会の承認については、利用権の設定と同じです。4月以降どのような形になるのかは確認しておきます。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

それでは、採決いたします。議案第5号「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和7年1月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。

これをもって、富士吉田市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時45分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和7年1月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 滝口 倉一

委 員 藤井 與三郎